平成２２年（再イ）第９３号
兵庫県明石市小久保２丁目８番地の１　プレステージ西明石駅前グランディール302号
再生債務者　木村　達哉
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月28日まで
平成23年３月28日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第１０４号
神戸市西区池上３丁目１番地の１　801号
再生債務者　久保　孝義
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月28日まで
平成23年３月28日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再イ）第１０５号
兵庫県明石市二見町西二見44番地の５　ウエステージ明石四番館204号
再生債務者　金澤　彰夫
1　決議に付する再生計画案　平成23年３月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年４月28日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年４月28日まで
平成23年３月28日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第２１号
鹿児島県出水市福ノ江町780番地
再生債務者　井川　秀文
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年３月24日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再口）第１号
徳島市伊賀町２丁目12番地の２
再生債務者　清野　浩子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月22日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再口）第１号
長野県塩尻市大字長畝116番地１
再生債務者　二木　　武
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月16日まで
長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再口）第４７号
宮城県名取市みどり台１丁目９番地の７
再生債務者　引野　智章
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年３月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月15日まで
平成23年３月25日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再口）第１０１３５号
東京都足立区西保木間２―15―21―503
再生債務者　吉岡　　仁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月８日まで
平成23年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再口）第１０１４４号
東京都江戸川区江戸川６―36―54
再生債務者　石井　康夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年２月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年４月８日まで
平成23年３月25日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第３８号
仙台市泉区長命ケ丘２丁目21番地の１　ロイヤルメゾン泉305
再生債務者　熊谷　隆子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月25日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再口）第１８号
神戸市長田区長田天神町５丁目２番10号
再生債務者　藤江　真也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月22日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月24日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再口）第１４号
青森県青森市浪岡大字樽沢字村元535番地４
再生債務者　鳴海　　豊
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年３月25日　青森地方裁判所弘前支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２２年（再口）第４０号
宮城県塩竈市今宮町１番９号
再生債務者　堀越　政博
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成23年３月25日
仙台地方裁判所第４民事部

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。
平成 23 年４月５日
独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｂ―416	昭和27年４月１日	調子　浩子	平成23年２月10日	

会社公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年三月二十四日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。この合併に対し異議のある債権者は、平成二十三年七月二十五日までにお申し出下さい。
平成二十三年四月五日
東京都新宿区神楽坂六丁目三五番一号
（甲）社団法人日本図書教材協会
理事長　菱村　幸彦
東京都新宿区神楽坂六丁目三五番
（乙）財団法人図書教材研究センター
理事長　辰野　千壽

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年四月五日
京都府福知山市字天田小字木村前一九六番地の七　株式会社ファミリー内
ビックツリー合同会社
代表社員　大木　清人